

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成19年7月23日(月)午後7時～午後7時12分
場所 小田原市役所301会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|-------------------------------|-------|
| 学校教育部長 | 和田豊 |
| 生涯学習部長 | 府川善行 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 時田光章 |
| 教育政策課長 | 曾我勉 |
| 学校教育課長 | 佐宗修二 |
| 教職員担当課長 | 柳下正祐 |
| 課長補佐・学事担当主査事務取扱 | 栢沼一郎 |
| 課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱
(事務局) | 長澤貴 |
| 教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 | 杉山博之 |
| 教育政策課主査 | 望月啓一郎 |

4 議事日程

日程第1 議案第16号 平成20年度使用小学校中学校教科用図書採択について

5 議事の概要

- (1) 委員長開会宣言

(2) 会議録署名委員の決定...桑原委員、横田委員に決定

(3) 日程第 1 議案第 1 6 号 平成 2 0 年度使用小学校中学校教科用図書の採択について(学校教育課)

提案理由説明...教育長、学校教育課長

青木教育長...それでは、議案第 1 6 号「平成 2 0 年度使用小学校中学校教科用図書の採択について」を御説明申し上げます。今年度は、平成 2 0 年度に小学校及び中学校の通常学級で使用する教科用図書と、特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うこととなります。

平成 1 6 年度に、小学校にあっては、平成 1 7 年度から 2 0 年度までに使用する教科用図書の採択替えを行いました。平成 1 7 年度には、中学校にあっては、平成 1 8 年度から 2 1 年度までに使用する教科用図書の採択替えを行いました。今年度は、採択替えのない年度となります。採択替えのない年度につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律及び同法施行令から、学校教育法 1 0 7 条による教科用図書を除き、採択替えの年度に採択した教科用図書と同一のものを採択しなければならないことになっています。なお、学校教育法 1 0 7 条による教科用図書の採択については、1 年毎に採択しなければならないことになっています。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

学校教育課長...それでは、御説明申し上げます。それでは、私から、教科書採択に関わりまして次の 3 点について御説明いたします。

1 平成 2 0 年度使用小学校用教科用図書 2 平成 2 0 年度使用中学校用教科用図書 3 平成 2 0 年度特別支援学級で使用する教科用図書についてでございます。

1 点目の「平成 2 0 年度使用小学校用教科用図書」及び 2 点目の「平成 2 0 年度使用中学校用教科用図書」につきまして、はじめに説明させていただきます。資料をご覧ください。

教育長の説明にもございましたが、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 1 4 条に基づき、採択替えのない年につきましては、学校教育法第 1 0 7 条の規定による教科書を除き、引き続き同一の教科書を採択することとなります。そこで、平成 2 0 年度に使用する教科用図書

は、お手元の資料にございますように、小学校につきましては、平成16年度に採択されました17年度から20年度まで使用する教科用図書を、中学校につきましては、平成17年度に採択されました18年度から21年度まで使用する教科用図書を採択することになります。

次に、3点目の特別支援学級で使用する教科用図書でございますが、特別支援学級で特別な教育課程による場合において、通常級で使用する教科用図書を使用することが適当でない場合には、次の2種類の中から使用することができます。1点目が平成20年度使用特別支援学校用(小・中学部用)教科書目録、2点目が平成20年度使用一般図書一覧で、学校教育法第107条の規定による図書でございます。そして、第107条の規定による教科用図書の採択につきましては、1年ごとに採択することとなっております。

この採択につきましては、17年度までは、各学校が児童・生徒の実態に応じて柔軟に選択できるように、通常級の教科書と、特別支援学校用(小・中学部用)教科書、及び、平成18年度使用一般図書のすべて、約3000冊を採択しておりました。

しかし、県教育委員会の指導により、昨年度からは、1冊ごとに採択理由を明記しなければならなくなりましたので、各学校が児童・生徒の実態に応じて選択した図書について採択するものいたしました。お手元の資料は、各学校から提出されました「学校教育法第107条による教科用図書」約280冊を一覧にまとめたものでございます。本日は、この一覧にまとめた教科用図書について採択をご検討いただくこととなりますので、よろしく願いいたします。以上で説明を終わらせていただきます。

(質 疑)

横 田 委 員...学校教育法第107条による教科用図書についてですが、昨年度と大きく異なった点はありますか。

課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱...図書の内容に大きな違いはありませんが、新たに加わったものが多少ございます。

桑 原 委 員...使用教科書に対し、使用した評価を現場から吸い上げる機会はあるので

しょうか。

課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱...量が多いため、今回の資料とはいたしませんでしたが、各学校からは、希望理由を明記した文書が提出されます。その希望理由を踏まえて、採択について調査を行っております。普通学級は、1年ごとに教科書のレベルが変わりますが、特別支援学級の場合は、本人の進度がゆっくりですので、その子に合わせて同じ教科書を使うことがあります。

採決...全員賛成により原案のとおり可決

(4) 委員長閉会宣言

平成19年8月28日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（横田委員）